

D1規則 付則-A

D1車両規定

2017年1月1日改定

本規則は、D1競技会に参加する車両の車両製作・改造に適用され、競技会の安全性やD1競技の発展と特性維持を目的に、必要な事項を以下の通り定める。また、車両登録番号付車両を含めた競技会に参加する車両を対象とした車両規定は、当該国の車両法を考慮した競技車両規定を定めることができる。なお、本規定はD1 ASSOCIATIONが規則制定の権利を有し、安全性の確保を目的とした変更は予告なく即時適用される場合がある。

1. 定義**1.1) 車両資格**

自動車製造者によって生産され一般市販された車両であり、車体両側に乗降ドアを有する乗車定員2名以上6名以下の乗用車を基準に、本D1車両規定に基づいて競技車両に改造された車両とする。

1.2) 用語の定義

本規定で使用される用語の定義等、D1車両規定記載以外はFIA付則J項251に従って適用される。
また、本規定で使用される「一般市販」とはその製品が通常の販売ルートで販売され、誰もが購入できる既成品であり、販売用カタログ等によりそれを確認することができなければならない。
これを証明するための販売用カタログ等は参加者が提示できなければならない。

1.3) 許可される、もしくは義務付けられる変更と付加物

FIAおよびASNの公認・登録の有無に問わらず、FIA付則J項第252条、第253条が適用されるものとするが、本規定で提示される条文については当該条文が優先され、本規定によって明確に許可されていないすべての改造は禁止される。許されている改造であっても、許されていない改造を伴ってはならない。

1.4) 一般規定

競技車両は以下のFIA付則J項252「一般規定」の以下の必要条件を満たさなければならない。しかし、以下の各号の同様な意味が本D1車両規定で定められている場合には、本D1車両規定の条文に従うこととする。

- 252.1) 一般考察(但し、252.1.2)は除く)
- 252.2) 寸法および重量
- 252.3) エンジン
- 252.4) トランスマッision
- 252.5) サスペンション
- 252.6) ホイール
- 252.7) ボディーワーク／シャシー／ボディーシェル(但し、252.7.7)は除く)
- 252.8) 電気系統
- 252.9) 燃料
- 252.10) ブレーキ装置

1.5) 安全装置

競技車両は以下のFIA付則J項253「安全規定」の以下のサーキット競技車両の必要条件を満たさなければならない。しかし、以下の各号の同様な意味が本D1車両規定で定められている場合には、本D1車両規定の条文に従うこととする。

- 253.1) 危険な車両
- 253.2) オプション安全装置
- 253.3) 配管とポンプ
- 253.4) 制動および操舵装置の安全
- 253.5) ファスナーの追加
- 253.6) 安全ベルト
- 253.7) 消火器-消火システム
- 253.8) 安全ケージ

- 253.9) 後方視界
- 253.10) 牽引用穴あきプラケット
- 253.11) ウインド／ネット(但し、ネットは本規定では使用してはならない。)
- 253.12) ウィンドスクリーンの安全固定装置
- 253.13) サーキットブレーカー(カットオフスイッチ)
- 253.14) FIA許可の安全燃料タンク
- 253.15) 火災に対する防護
- 253.16) 座席の固定点および支持具
- 253.17) 圧力制御バルブ
- 253.18) 電気駆動式車両の特別要件

2. 車両検査

本規定に基づく次の各号に関わる車両の適合性について、技術委員長が最終判断し、参加者はその判断に従わなければならぬ。技術員長は次の各号での適合性不良ではあるが指定する時期(数時間後の指定も含む)までの改善を条件に当該大会への参加を認める旨を大会審査員会に提案できる。この場合、指定された時期までに改善が完了していない場合にはその期間を延長することはできない。

2.1) 車両資格の確認

競技車両のベース車の資格について、当該車両が一般市販車両であることを立証するのは参加者の義務である。

2.2) 改造内容の適合性

参加者は、競技車両への改造の内容が本規定に基づき、規定に適合していることを前提に競技会に参加し、車両検査前に正しく申告しなければならない。また、車両検査後に当該車両に更なる改造等をおこなった場合は、その内容を技術委員長に申告しなければならない。

2.3) 安全装備の確認

参加者は、本規定で定められた全ての安全装備について適合していることを車両検査前に正しく申告しなければならない。

2.4) 車両状態の確認

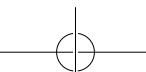
- 2.4.1) 参加者はプロフェッショナルな競技参加者として当該車両の加工の仕上がり、整備完了、クリーンアップ状態に責任を持ち、車両検査時にはこれらが満足できる状態になければならない。
- 2.4.2) 車両の表示指定はシリーズ規則で指定されたゼッケン他の表示が車検時に全て規定通り表示されて居なければならない。
- 2.4.3) 競技中のダメージ等で一時的に本規定に適合しなくなった場合の競技参加可否判断は技術委員長がおこなう。上記判断の適用は、単走における2本目走行、追走における当該対戦中の走行への適用を原則とし、それ以外は当該チームにより本規定適合状態に整備されなければならない。
- 2.4.4) 技術委員長は車両状態の安全性について、ドライバーの安全、他競技者の安全、オフィシャルおよび観客の安全の視点から判断を行い、参加者は技術委員長の危険判断に異議を唱えることはできない。

3. 寸法と重量

- 3.1) 競技車両重量は930kg以上1650kg以下とし重量によるクラス区分等は設けない。

- 3.2) 1個または数個のバラストによって車両重量を増加させることが許される。搭載位置および取付け方法は自由であるが車両検査前に申告しなければならない。バラストは総量25kgまでの金属板とし、車体側への取り付けは十分な強度でなければならない。

- 3.3) 競技車両の外形寸法はベース車に対して本車両規定で許された付加パーツを含む範囲とされ、全長5000mm、全幅2000mm、全高1500mmを超える車両はD1JOに特認申請し、許可されなければならない。



D1
付則-A
付則-B
付則-C
D1 JAPAN
付則-1
D1GP
付則-1
D1-J
D1地方規

D1
付則-A
付則-B
付則-C
D1 JAPAN
付則-1
D1GP
付則-1
D1-J
D1地方規

4. エンジン

エンジン本体(シリンダーブロック・シリンダーヘッド)は自動車用の一般市販部品で構成されたものでなければならず、それ以外は自由とする。また、排気量等の制限、および排気量・使用燃料・電力駆動によるクラス分けはおこなわない。

4.1) 燃料

内燃機関を使用する場合の燃料は一般市販自動車用燃料に限られ、ガソリン、ディーゼル、エタノール混合ガソリンとし、空気以外の酸化物質の混合は許されない。また、有鉛ガソリンの使用は許されない。エタノール混合ガソリンを使用する場合には、燃料タンク、燃料配管等のゴム、アルミ、プラスチック等がエタノール腐食性であることを強く認識すると共に、火災に関しては有効な準備がなされなければならない。

4.2) エンジンの交換

他のマニファクチャーリーを含み、他の車両のエンジンの搭載が許されるが、エンジン搭載位置はフライホイールを含みベース車のエンジンルーム内でなければならない。

4.3) エンジン付加装置

過給器の付加は自由とするが、亜酸化窒素ガス噴射システム(NOS)は禁止される。

4.4) 電気モーター駆動

駆動用電気モーターへの換装および付加を可とするが、FIA-J項253-18)「電気駆動式車両の特別要件」に定める安全規定に適合しなければならない。

4.5) 燃料装置

4.5.1) ベース車の燃料タンクを使用する場合は取付け位置および取付け方法ともベース車のままでなければならない。それ以外はFIAまたはASN公認安全燃料タンク、もしくはSFI Spec.28.2以上の燃料タンクでなければならない。また、安全燃料タンクは製造者発行の公認ラベルもしくは証明書等が確認できなければならず、いかなる場合も製造日から7年を超えて使用することはできない。

4.5.2) 燃料タンク、コレクタータンクおよび燃料ポンプはコックピットからスチールまたはアルミ合金製のバルクヘッドで完全に隔離されていなければならない。バルクヘッドは完全にボディシェルに固定されシーリングによりコックピットと区分される必要がある。

4.5.3) 燃料タンクの換気について、FIA付則J項253-3.4)の定めに従い、車両転倒状態においても燃料の流出が起きない構造でなければならない。

4.6) 潤滑、冷却装置

4.6.1) サンプ方式は自由。オイルクーラーの取り付けは事故時に配管等からのオイル漏れが発生しないよう配慮されなければならない。また、オープンブリーザー方式のサンプ回路の場合はオイルキャッチタンクを設けなければならない。

4.6.2) 冷却水のキャッチタンクは1L以上、エンジンオイルキャッチタンクを設ける場合は金属製で2L以上の容量で一部に透明な窓を設けなければならない。

4.6.3) 冷却装置をリアランク内等に移設することが許されるが、冷却空気の通過は専用の空気通路を確保しなければならず、空気取り入れ口はリアクターウィンド、リアウインド、トランクリッド、トランクフロア、バックパネル部以外であってはならない。

4.6.4) ヒートエクスチェンジャーへのウォータースプレーは許されるが、水の車外への漏れがない構造でなければならない。

5. パワートレイン

- 5.1) トランスミッション、ファイナルドライブ共に交換は自由だが、後退ギヤを有しなければならない。
- 5.2) 補助動力として電動モーターの組み込みも可とするが、FIA-J項253-18)に従わなければならない。
- 5.3) トランスミッションは最小200ml、デフは最小100mlのオイルキャッチタンクを設けなければならない。
- 5.4) プロペラシャフトの片側のジョイント部が外れた場合でも、プロペラシャフトと路面が100mm以上のクリアランスが確保される構造でなければならない。
- 5.5) 4輪駆動システムの使用を認めるが、競技大会規則によりクラス区分等が設定される場合がある。

6. サスペンション

6.1) 形式変更、取付け位置を含め自由。

6.2) ホイールアップライト(ナックル)

- 6.2.1) 原則として他のマニファクチャーリーを含めた一般市販車両の部品を改造して使うことが出来るが、改造範囲はステアリングナックル部改造に限られる。この場合、当該部品は元々使われていた同型式車両別中の最大重量が競技車重量を超えてはいけなければならない。
- 6.2.2) 専用開発またはステアリングナックル部以外の改造を施されたホイールアップライトは当該部品を販売できるレベルの強度保障と品質管理を必要とする。

7. タイヤおよびホイール

7.1) タイヤ

- 7.1.1) タイヤはゴム材質を含め、一般市販の公道用タイヤに限定され、エンジン排気量や車両重量等によるタイヤサイズの規制はおこなわない。一般市販とは消費者として誰もが購入できる商品を示す。
- 7.1.2) 使用するタイヤはモールド成形品でなければならない。追加のグルーピングは許されない。トレッドパターンのシー・ランド比(溝部面積÷トレッド面積)は未使用状態で22%以上でなければならない。ただし、未使用状態で最深部の深さが1.6mm未満のネガティブパターンはランド部として扱われる。参加者は、メーカーが主催者に資料提供していない場合には使用するタイヤのトレッドパターン図面または石刷り図面を提出しなければならない。
- 7.1.3) タイヤ幅は呼び寸法幅285サイズまでとするが、同時に寸法誤差上限値としてカタログ又はこれに代わる記載断面幅が291mm以下のタイヤでなければならない。ただし、ベース車の商品カタログ上に設定があれば、そのサイズまでのタイヤを使用することができるが、上記割合相当の寸法誤差内でなければならない。

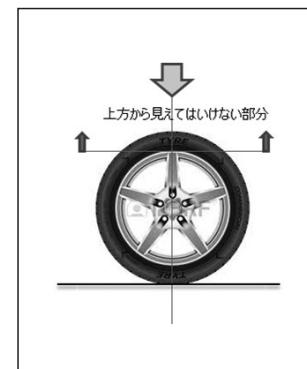
7.2) ホイール

- 7.2.1) ホイールは一般市販をベースとしたものに限られ、取付方法の変更は禁止される。
- 7.2.2) ホイールスペーサーを使用する場合は1ピース部品とし複数部品を重ねて使用することは許されない。

7.3) ホイールコンプリート

- 7.3.1) タイヤの断面幅はホイールに組み込んだホイールコンプリート状態で計測しタイヤ呼び幅の判断材料とし、ガード部や文字部を除くタイヤ断面幅が標準ホイール組み込み時で291mmを超えるものの使用は禁止される。また、タイヤサイズに対して該当するタイヤメーカーが販売上示す適用サイズを超えるホイールに組み込むことは禁止される。
- 7.3.2) ホイールコンプリートを車両に装着し、タイヤを直進状態にして車体上方より見た場合に、ホイール上端部の水平ラインより上となるタイヤの部分が見えてはならない。(図 7-1参照)

(図 7-1)



8. 制動装置

8.1) ベダルシステム、マスターシリンダ、パイプ、キャリパー、ディスクを変更自由とするが、2系統安全回路であり、4輪同時に制動する構造であること。

8.2) 手動ブレーキは後輪のみの作動で主ブレーキ作動システムと完全に分離されていなければならず、左右同時に作動しなければならない。サイドブレーキマスターシリンダのオイルリザーバータンクは、上下逆になんでもオイルが流れ出さない構造でなければならない。

9. ステアリング

9.1) ステアリング装置を変更することは自由。

9.2) ステアリングホイールとタイロッドが完全に機械的結合されたシステムで、左右のロードホイールが機械的に連結されていなければならない。

9.3) 電子制御されるステアリングシステムは禁止され、パワーステアリングはステア操作をアシストする機能に限定されなければならない。また、ステアリングは前輪のみでステアされ、後輪がステアされるシステムは許されない。

10. ボディーシェル・フレーム**10.1) ボディーシェル(モノコック)**

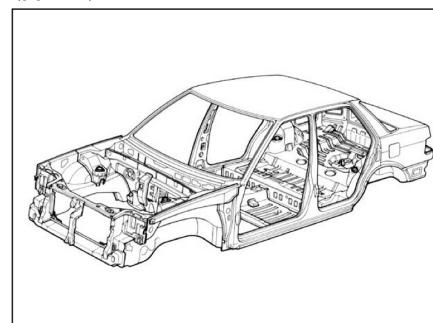
10.1.1) ボディーシェルは例えば図 10-1 の全ての部分であり、溶接により一体的に形成された車体構造である。

10.1.2) 車体構造は維持されなければならない。加工された場合には元の強度と機能が維持される必要がある。

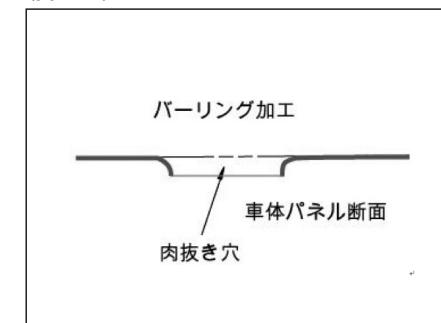
10.1.3) ボディーシェル(モノコックボディ)は軽量化のためにパネル等の肉抜き加工を行なえるが、穴縁部のバーリング加工等(図 10-2 参照)の対策で強度および剛性が十分に保たれなければならない。

10.1.4) 本規定で許された車体の切除等の加工後であっても、エンジンルーム、コックピット、ホイールハウス、トランクルームの各コンパートメントは独立した空間でなければならない。但し、トランク部はコックピットの要件を満たすならコックピットと一体で良い。

(図 10-1)



(図 10-2)

**10.2) 寸法の変更**

10.2.1) ホイールベースの変更は許されるが、ホイールコンパートメントは元々の中心位置を変更することができず拡張のみで対応しなければならない。

10.2.2) 車体外形長さ寸法はベース車の車体外形から突出して良い空力部品、車体幅寸法はオーバーフェンダーによってのみ変更することが許される。また、車高変更はホイールコンプリートとサスペンションによる変更でのみ許される。

10.3) ルーフ

10.3.1) ボディーシェルの内ルーフパネルはコンポジット製または軽合金製に変更できるが、他の部分は材質を変更することはできない。

10.3.2) 車室換気のためのベンチレーションダクトをルーフ上に設けることが出来るが、凸出寸法は元の面から 30mm 以内でなければならない。ベース車にベンチレーターが存在する場合はこの寸法によらない。

10.3.3) 競技車としてコンバーチブルは認められず、ハードトップを設置しなければならない。

10.4) フレーム等の加工

10.4.1) エンジンマウンティング方法はエンジンの換装や向きの変更に伴う変更が出来るが、十分な強度の保証が前提とされる。リジットマウント方式への変更も許されるが駆動系への影響は考慮されなければならない。

10.4.2) サスペンションの変更に伴うサスペンションメンバーの変更および取付けは自由だが、参加者により十分に強度の保証がされていなければならない。

10.4.3) フロントサイドメンバーのサスペンション変更やステアリング切れ角確保のための形状変更が許されるが、参加者による強度の保証がされていなければならない。

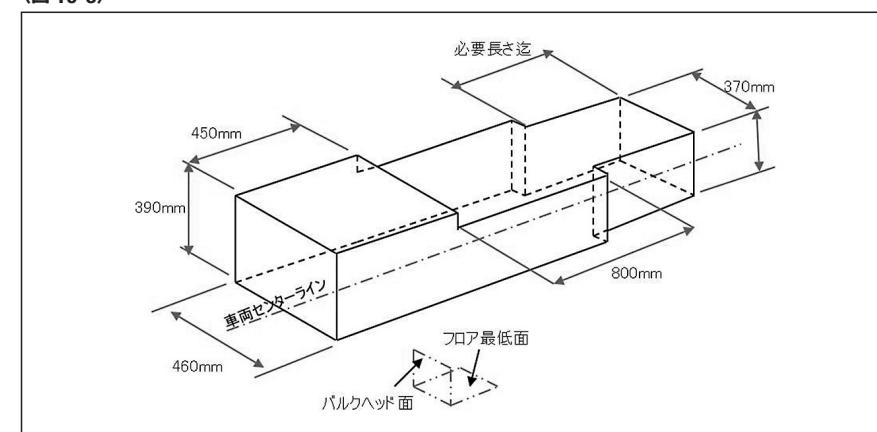
10.4.4) フロントサイドメンバー前端には最低でも $\phi 50\text{mm} \times 1.6\text{mm}$ 以上の断面積を持つクロスメンバーが無ければならない。

10.5) フロントバルクヘッドとセンタートンネル

10.5.1) エンジンおよびミッション換装に伴うフロントバルクヘッドおよびトンネル部の加工は以下寸法範囲を可とするが、下部のクロスメンバー構造強化および追加、フロントロールバー左右の連結パイプ追加等の強度補完を必要とする。ベース車のバルクヘッド位置は維持されなければならない、バルクヘッド面とフロア下面を基準に左右対称で、幅 460mm × 高さ 390mm で奥行 450mm、460 × 300 × 800、370 × 300 × 必要奥行まで 3 つの直方体を囲む範囲を最大限とする。(図 10-3 参照)

10.5.2) タイヤの切れ角確保のため、フロントバルクヘッドおよびサイドシルの一部を加工することは良いが、強度と機能は維持されなければならない。

(図 10-3)

**10.6) ラジエータサポート**

10.6.1) ラジエターコアサポートは左右のフェンダー上部やヘッドランプベース等を連結し、これらの剛性を保てる範囲で自由。ベース車が溶接された構造であってもボルトナット締結に変更できる。

10.6.2) ラジエターをトランクルームに移設できるが、11.10)トランクルームの規定に従わなければならない。

10.6.3) ベース車両の前部にラジエターがあった車両は、インターフーラーかラジエターに相当する衝撃構造物をラジエターコアサポートに機械的に固定されなければならない。

11. ボディーワーク

11.1) 外観

- 11.1.1) 気流に晒されるボディーパネルは本規定で許される改造範囲以外の外観を変更してはならない。
- 11.1.2) 外観はオーバーフェンダーとリヤウイングを除き、ホイルボルトピッチ円上部を含む面から下側以外の部分およびドアは形状を変更してはならない。
- 11.1.3) 競技車両は本規定「11.4) 空力装置」の取り外しを除き、公式練習を含めて車検時の外観仕様を維持しなければならない。

11.2) コックピット

- 11.2.1) コックピットはFIA-J項252-7-3)が適用されるが、特に火災に対する防御性は厳密に守られなければならない。
- 11.2.2) ダッシュボードはベース車のものとするが変更する場合は同じ寸法と位置でなければならぬ。
- 11.2.3) 車室換気のためのベンチレーションダクトをルーフ上、サイドウインドパネル部に設けることが出来るが、突出寸法は元の面から30mm以内でなければならぬ。

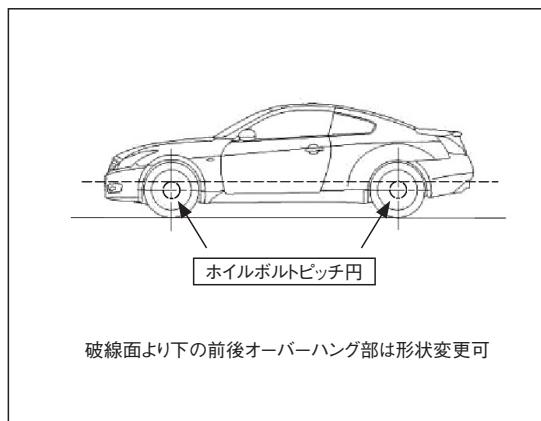
11.3) ペダルボックス&マスター・シリング取付け

コックピットフロア上にペダルボックスを設けペダルおよびマスター・シリングを移設することができるが、オイルリザーバーは分離型としコックピット外に設けるか、金属ケースにより完全にコックピットと分離されなければならない。

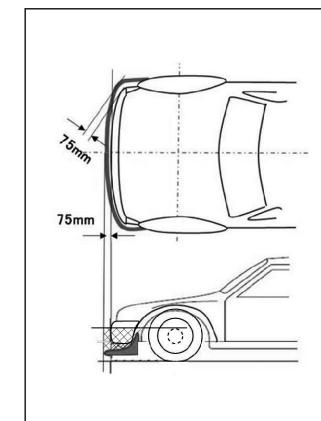
11.4) 空力装置

- 11.4.1) アリア空力装置はベース車の緒元寸法幅以内であり、高さはルーフの最高点を超えてはならない。ルーフ上に車室のベンチレーション等がある場合もルーフパネルの最高点を超えてはならない。また、オーバーハングはオリジナル車のリアオーバーハング+75mmまでとし、ステーは一部でもリアバンパー後面より後ろにあってはならない。
- 11.4.2) 前後ホイールのボルトピッチ円上部を含む面から下の部分の前および後オーバーハング部(図11-1参照)は空力的な付加物および形状の変更が許される。ベース車のバンパー等で構成される外形から接線と直角方向に75mmまでの寸法拡張(図11-2)が許される。この部分を空力装置のカナード、スプリッター、ディフューザー、アンダーウイング等を構成することができる。
- 11.4.3) フロント両サイドのカナードはオーバーフェンダーに連続する形でホイルボルトピッチ円上部を含む面より上に延長することができる。
- 11.4.4) 空力バーツはワイヤーによる吊り構造やロッド形状の支持構造であってはならず、十分な剛性と強度で固定されなければならない。なお、リヤウイングの翼端板にはテザーワイヤーを取り付けなければならない。また、バンパーは左右両端付近と中央付近4ヶ所以上にてワンタッチファスナー以外の方法にて装着されなければならない。
- 11.4.5) 全ての空力バーツのエッジ部分は半径5mm以上のR形状処理が必要とされる。

(図11-1)



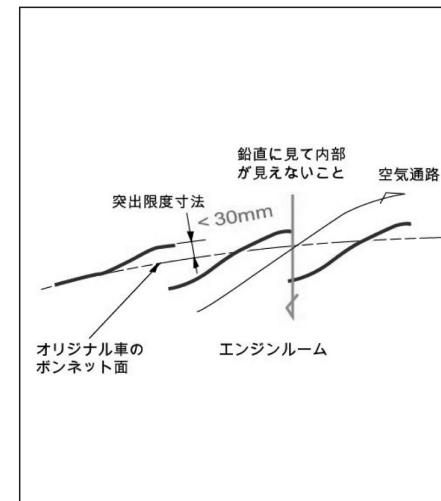
(図11-2)



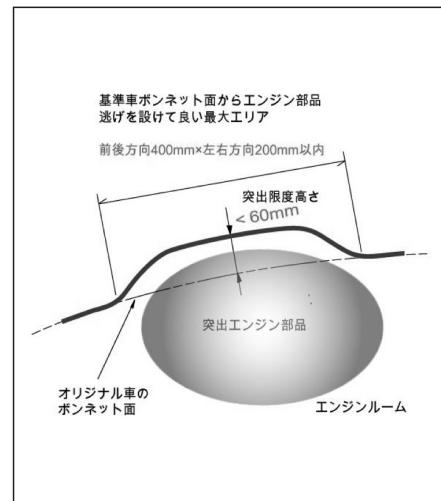
11.5) ボンネット

- 11.5.1) ボンネットはコンポジット製とすることができます、通風のためのルーバーを設けることができるが、ベース車ボンネット面から出っ張りは30mm以下でなければならず、真上から見た時にエンジルーム内部が見える構造であってはならない。(図11-3参照)なお、マス目が10mm以下のメッシュ等でカバーされていれば図のように完全にパネルがラップする必要はない。
- 11.5.2) ボンネット上にエアスクープを設ける場合は、ベース車ボンネット面から出っ張ることは許されず、NACAダクト形式のみが許される。
- 11.5.3) エンジン部品のボンネットとの干渉を避けるためのボンネットの形状変更は、ベース車ボンネット面からの高さが60mm以下、前後方向に400mm、左右方向に200mm以内で滑らかに成形されなければならない。(図11-4参照)
- 11.5.4) ボンネットは、ファスナーで最低4箇所以上固定されなければならない。

(図11-3)



(図11-4)



11.6) フェンダー

- 11.6.1) フェンダーはコンポジット製に変更してもよく、ベース車より左右各75mmまで拡幅することができるが、取付け状態は堅固であること。また、形状は連続した面および線で一体的に構成されなければならない。ただし、拡幅されたフェンダーが車両最大幅とならない場合はフェンダー拡幅を75mm以上とることができる。
- 11.6.2) リアクオーターパネルは切除等加工できるが、ボディーシェルの一部であるので強度低下しない処理が要求される。
- 11.6.3) ホイールハウス(マッドガード)のユニボディー部はタイヤ干渉を避けるために形状を変更できるが、構造が変更されなければならない。
- 11.6.4) ホイールハウスからの空気排出のためにフェンダー後部に通気口を設けることができるが、通気口から直接タイヤが見えてはならない。(マス目が10mm以下の金属メッシュであれば可とする)

11.7) サイドドア

- 11.7.1) ドアの材質は十分な強度を維持する条件でコンポジットまたは軽金属製に変更することができる。
- 11.7.2) フロントドア(ドライバー&アシスタントドア)は形状・構造を維持し、ウインド部分を十分な強度と剛性で自立保持できなければならない。
- 11.7.3) 非金属性のフロントドアは1mm厚鋼板か1.6mm厚アルミ合金以上かこれと同等以上の材料のインナーパネルを装着するか、12.1.6)に従ったサイドバーが設置されなければならない。
- 11.7.4) フロントドアは外部ドアハンドルとヒンジ&ストライカーハンガーはベース車の部品に限定する。また、両サイドドア共にドライバーが内側から容易に開けられる構造でなければならない。

11.8) ウィンドガラス、ウインドネット

- 11.8.1) フロントウインドスクリーンは公道で使用が認められたものでなければならず、その証明マークが表示されたものでなければならない。
- 11.8.2) サイド&リアウインドを外すことは許されず、合成樹脂製に交換する場合は必ずポリカーボネイト板（透明で厚さ3mm以上）を使用しなければならない。また、サイドウインド部は両サイド共にネット（FIA-J項253-11規定）は禁止される。ドアガラス相当部分はドア構造にしっかりサポートされて、車内外からの力に耐える乗員防護機能を持たなければならない。この機能目的でドアウインドバネル上部を車体側にはめり込み固定する補助金具を設けることは許される。
- 11.8.3) リアドアおよびバックウインドは透明な素材が望ましいが金属またはコンポジット材料に変更する場合は他のボディーデザインとは区別できるガラスらしい外観色調としなければならない。
- 11.8.4) リアウインドスクリーンをベース車のガラス以外に交換した場合には、脱落防止用に金属製のステー（ウインド上端から下端にかけて2本以上）をボディーシェルまたはリアハッチにボルト止めして押さえとしなければならない。
- 11.8.5) リアラジエーター化した場合にはリアクォーターウインドとリアウインドに以下の制限内で空気導入口を設けることができる。
 - スクリーン面から外側に高さ30mm以下のエアスクープを可能とする。
 - 車室側の形状は自由で良いが、周辺の取り付け部の形状は維持されなければならない。
 - リアウインドに設ける場合は、前項ステーを設けた上でこのステーから車両側面側のスクリーン形状は維持されなければならない。

11.9) リアハッチおよびトランクリッド

- 11.9.1) コンポジット製に変更できるが、本体と取付け方法共に空力装置が付加される場合には高速で逆走した場合の強度が保証されるものでなければならない。
- 11.9.2) ファスナーはFIA-J項253-5項（JAF-4章第3条）の追加ファスナーを含め4ヶ所以上で固定されなければならない。
- 11.9.3) リアハッチの一部をコックピットとの間の防火壁とすることはできない。
- 11.9.4) トランクリッドに通風口を設ける場合、11.5.1)項「ポンネット」に準じた外観が維持されなければならない。

11.10) トランクルーム

- 11.10.1) トランクルーム内から路面が見えてはならない。また、ホイールコンパートメントと完全に独立していかなければならない。
- 11.10.2) 内部に燃料タンク・オイルタンクまたは機械的装置がある場合には、コックピットの間に耐火性に優れた防火壁を形成しなければならない。
- 11.10.3) ラジエーターおよび他の熱交換器を設置出来るが、冷却空気通路はコックピットおよびトランクルームであってはならず、冷却空気導入部から排出部まで完全に空気ダクトで区分されなければならない。また、冷却空気通路以外は、前項のトランクルーム要件が満たされていなければならない。

12. ドライバー保護装置

12.1) セーフティケージ

- 12.1.1) FIA・ASN公認ロールケージを使用する場合には、製造者の識別と製造番号の表示が無ければならず、公認された構造と取付け方法が維持なければならない。
- 12.1.2) 本規定では基本車両の生産時期、車両の公認有無に関わらず、J項253-8)の規定が適用される。

FIA-J項8.3.3) 「パイプの仕様」の抜粋。他の詳細規定はJ項条文を参照すること。

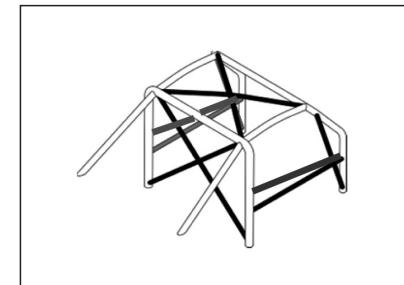
下図の黒色部分のパイプが45mm×2.5mmまたは50mm×2.0mm以上のサイズとしなければならない。

材質	最小引張強度	最小寸法 (mm)	用途
冷間引抜 織目無し 純炭素鋼 <下記参照> 最大0.3%の 炭素を含有	350N/mm ²	45×2.5 (1.75×0.095) または 50×2.0 (2.0×0.083)	メインロールバー(第253-1図および第253-3図)または、サイドロールバーおよび後部横方向の部材(第253-2図)
		38×2.5 (1.5×0.095) または 40×2.0 (1.6×0.083)	ハーフ・サイドロールバーおよび安全ケージのその他の部分(上述の項でその他の記載がない限り)



- 12.1.3) 本規定に定めるセーフティケージの最低限の構成はコ・ドライバー搭乗時の構成を条件とし、図12-1に示す。

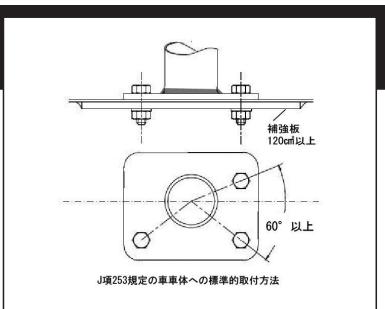
(図 12-1)



- 12.1.4) ロールバーの車体への取付け方法はFIA-J項253-8)規定に従った構造であり、ベース車の公認時期に関わらず2007年以降公認の方法に従うか、D1が本規定条文で指定する方法でなければならない。

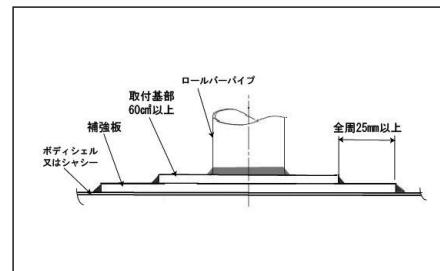
FIA-J項8.3.2.6) 「ロールケージのボディシェル／シャシーへの取り付け」の抜粋。 他の詳細規定はJ項条文を参照すること。

各取り付け基部は、最低厚さ3mmで最少表面積120cm²のボディシェルに溶接された鋼板製補強板に最低3本以上のボルトで固定されなければならない。

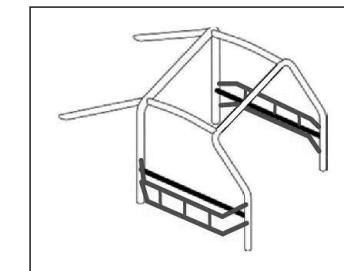


- 12.1.5) 本規定ではFIA-J項規定に加え、溶接のみによる取付け方法(図 12-2参照)を許容する。この場合取付け基部は最小60cm以上で厚さ3mm以上とし、最低でもその全周に渡り幅25mm以上の部分でボディーシェルに溶接付けされた厚さ3.0~4.5mmの補強板に溶接されていなければならない。
- 12.1.6) フロントサイドドアにインナーパネルがない場合のドアバーは、ドアスキン付近まで張り出したドアバーとストレートバーで、最低片側3本を必要とする。(図 12-3参照)また、ドアの材質がコンポジット製に変更されている場合には、ドアバー追加を推奨する。
- 12.1.7) 搭乗者のヘルメットが安全ロールケージに接触する可能性がある箇所については、FIA基準8857-2001タイプA(テクニカルリストNo.23「FIA公認ロールケージ被覆」を参照)かSFI 45.1に合致するパッドがなければならず、それが恒久的にケージに取り付けられていなければならない。

(図 12-2)

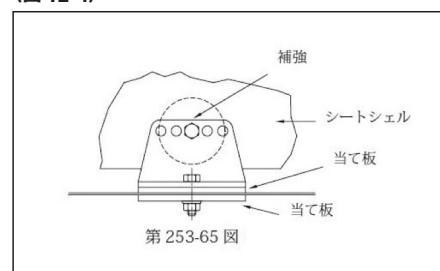


(図 12-3)

**12.2) シート**

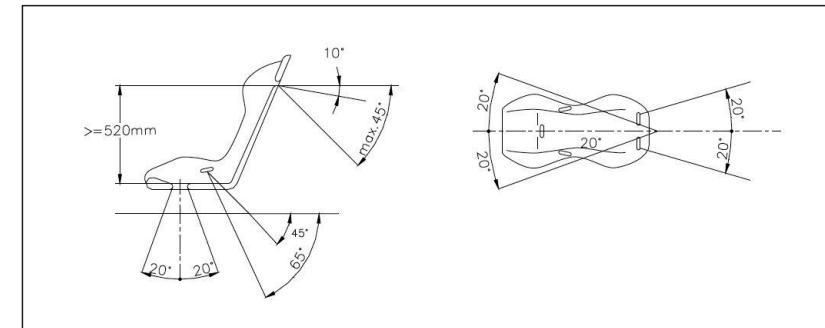
- 12.2.1) ドライバーシートはFIA-8855/1999または8862/2009基準の公認期限内のシートでなければならぬ。
- 12.2.2) シートの取り付け方法を変更する場合は、FIA-J項253.16の規定に従うこと。(図12-4参照)ただし、シート位置を変更する際にシート下面がベース車の後部座席の前端より後方に位置してはならない。
- 12.2.3) 助手席シートおよび取付方法はドライバーアシートに準じた安全性が保たれること

(図 12-4)

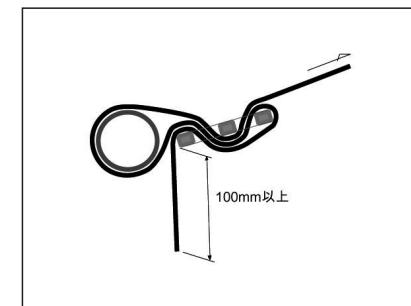
**12.3) セーフティベルト**

- 12.3.1) FIA基準8853/98または、SFI基準16-1, 16-5に適合するベルトでターンバックルリリースシステムを装備した5点式または6点式のセーフティベルトを装備しなければならない。また、FIA公認ベルトは各ベルト記載の公認期限まで使用でき、SFI規格適合ベルトは製造年から2年だが、認証更新があれば5年間まで使用することができる。
- 12.3.2) 各ストラップの取り付け角度は図 12-5の範囲を強く推奨する。
- 12.3.3) 助手席シートベルトと取付け方法はドライバーアシートに準じた安全性が保たれること。
- 12.3.4) 肩部ストラップをループ方式で固定する場合に使用する3点バックルは図12-6のような使用方法を推奨する。

(図 12-5)



(図 12-6)

**12.4) 消火装置**

消火装置は以下のいずれかに依らなければならず、E30以上のアルコール混合燃料を使用する車両の場合はAR-AFFF等のアルコール対応消火剤の消火器を搭載しなければならない。また、消火器の取り付けは車体外側から300mm以上離し、全ての方向に対して25G以上に耐えられなければならない。

12.4.1) 消火器

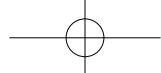
- ① FIA-J項253-7.2)(JAF 4章5.2)自動消火器に定める自動消火システムの搭載。消火システムはFIAテクニカルリストNo.16またはSFI規格Spec.17.1に合致したものであること。
- ② エンジンルーム用を独立した遠隔起動式消火器にし、更にドライバーが着座位置で脱着できる手動消火器を併設する。ただし、ハロンガス(BCF, NAF)消火器は禁止される。この場合、エンジンルーム用は粉末消火剤相当で2kg以上、手動消火器は粉末消火剤相当で1kg以上でなければならない。

12.4.2) 起動装置

- ① 前項①のFIA公認消火システムの場合、車外からの起動装置はサーキットブレーカーに連動させず、近接して位置させなければならない。また、赤色で縁取られた最少直径10cmの白色の円形内に赤色でEの文字を描いたマーク表示とし、同時に、正常に着座したドライバーがベルト着用のままで起動できなければならない。
- ② 前項②のFIA公認システム以外のエンジンルーム用消火器の遠隔起動装置は上記①と同様とする。ただし、起動装置を操作したら噴射状態が継続する構造でなければならない。

13. 電装品**13.1) サーキットブレーカー**

サーキットブレーカー(マスタースイッチ)はトリガーをドライバー側と反対側のウインドシールド下部付近に取付けなければならない。1辺12cm以上のスパーク・マークと操作方法を表示すること。

**13.2) 灯火関係**

ベース車の灯火デザインが維持されなければならない。(ベース車がリトラクタブルヘッドライトの場合を除く)
外装の灯火は補助灯を除き全て機能が維持されていなければならない。また、ガラスおよびアクリル樹脂レンズは飛散防止の透明フィルムでカバーされなければならない。

13.3) ワイパー

ワイパーは装置を変更することが出来るが、常に正常に機能が果たせる状態でなければならない。

13.4) リアビュー装置

左右のリアビューミラーの他にルームミラーまたは代替え装置により後方視界を確保できることを推奨する。この場合電子的モニター画面による装置に置き換えることができる。

13.5) バッテリー

バッテリーの搭載位置は燃料タンクと完全に隔離された状態であれば自由とするが、車室内に取り付ける場合は不燃性ケースに収めベントチューブを車外に出さなければならない。密閉型バッテリーの場合はケース収納とベントは不要でよい。バッテリー固定は、その重量の25倍の力に全方向に対して耐える固定強度でなければならない。また、陽極端子はビニールテープだけでは無く、車体等との接触があつても完全な絶縁が確保できる厚みと強度が求められる。

D1

付則-A

付則-B

付則-C

D1 JAPAN

付則-1

D1 GP

付則-1

D1-J

D1地方規

14. 排気系統

14.1) 内燃機関には有効な排気浄化機能を有した一般市販の排気触媒装置の装着が義務付けられる。一般市販触媒装置のフランジ部の改造は認められるが、単体では内部構造を確認できる構造であること。

14.2) 排気口は地表から最大45cmで最低10cmの高さであり、車体の周囲から内側に20cm未満の場所で左右後タイヤ後端を結ぶ線より後方になければならない。(車体外側から突出することは許されない)ウエストゲート排気を上記排気管に合流させない場合には、ウエストゲート排気口を燃料タンクより後方で後向きの排気口か、ホイールベースの中心線より後方で車体の側面から内側10cmまでの間に横向き排気口で排出しなければならない。

14.3) 排気音量は如何なる場合においてもトラックサイドで計測される音量が113db(A)以下とする。但し、競技会の条件により変更される場合は大会特別規則に明記される。

15. 奉引装置

競技会参加車両は前後に奉引装置を備え、車体とは対照色の矢印によりその位置を明示しなければならない。また、追走競技の特性から奉引装置はウェーピングベルトタイプまたはヒンジタイプとし、取付はホイールセンターより低い位置が好ましい。

16. 補助装置等**16.1) ドライブ補助装置**

規則により明確に許可されない限り、以下の運転補助装置は禁止される。

ABS / ASR / Traction Control / ESP….

16.2) ドライバーラジオ

ドライバーとの交信装置は音声コミュニケーション方法に限り搭載することが出来るが、競技会開催地の法的適合性は保たれなければならない。また、競技会主催者より使用を制限される場合には装置の作動を停止させなければならない。

16.3) テレメトリー装置

如何なる場合も競技会主催者のシステム以外のデータ転送システムは、車両から、もしくは車両へ双方向共に禁止される。